旧朝開農産物直売施設跡地売却に係る
公募型プロポーザル実施要領

第１　公募の趣旨

旧朝開農産物直売施設跡地（以下、当該地という。）は国道 41 号と県道 90 号の交差点付近にあり、東海北陸自動車道から県道 90 号を経由すると飛騨市の西の玄関口となる場所に位置しています。

また当該地は、平成 20 年に観光拠点の施設整備を目的として公有地の拡大の推進に関する法律による先買い制度を活用し取得した土地で、地元の農家の方が育てた新鮮野菜等を直売する農産物直売施設を運営するなどの活用を図ってきました。しかし現在では、農産物直売施設は近くの道の駅敷地内に移転新築したことから、当該地の市としての活用計画はないものです。

このことから、当該地の利活用について、市が直面する課題解決に資する有効活用を図ることを目的とし、さらに民間の優れた企画力と資本力を活用することとして事業者から提案を募集し、多角的な観点から総合的に評価するため公募型プロポーザルを実施し、最も優れた提案を行った事業者がその提案内容に沿った利活用ができるよう、売却を進めるものです。

なお、本プロポーザルを実施するにあたり、市の課題や利活用の方法について市民の方から幅広く意見をいただくため、市内の様々な分野の方々に参画いただいた検討委員会（以下、検討委員会という。）を立ち上げ検討をしてきました。検討委員会から頂いた意見も踏まえ、飛騨市の将来像「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」の実現に資する当該地の利活用を期待します。

第２　売却物件の概要

１　土地の概要

名　　称	旧朝開農産物直売施設跡地	
所　在　地	飛騨市古川町朝開町 1315 番	飛騨市古川町朝開町 1316 番
登　記　地　目	宅地	雑種地
敷地面積（登記）	1889.64 ㎡	556 ㎡

２　既存建物の概要

	構　造	用　途	床 面 積	建 築 年
①	木造瓦葺平屋建	休憩所	198.25 ㎡	S53 年
②	木造鋼板	食堂	66.24 ㎡	S57 年
③	木造瓦葺平屋建	守衛室	13.22 ㎡	S57 年

※１　土地・建物の一体売却となります。

※２　売却物件の詳細は、「財産調書」を参考にしてください。

第３　申込者の資格等

１　申込者の資格

売却対象財産を有効に活用することが見込まれ、次の要件を全て満たす事業者とします。

(1)　国内において、事業所又は事務所を有する法人であること。

(2)　応募時点で納期が到来している税金等に滞納がないこと。

(3)　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項に該当しないこと。

※地方自治法施行令（関連部分抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項　各号に掲げる者

(4)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれかに該当しない者。

①　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

②　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

③　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

④　役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

⑤　役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

⑥　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

⑦　役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(5)　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員でないこと。

(6)　「宗教法人法」（昭和 26 年法律第 126 号）第２条に規定する宗教団体でないこと。

第４　売却方法・条件

１　売却方法

(1)　公募型プロポーザル方式

(2)　公募型プロポーザルの参加申込者が提示した事業計画等の内容について審査委員会による審査を行い、当該地において行う事業について総合的な審査のうえ、契約の相手方としての優先交渉権者とします。

2　売却物件について

(1)　売却物件は現況引渡しとなります。既存建物についても現状有姿のまま引渡すこととなります。

3　売却価格

最低売却価格　５２，７７２，０００円（土地：52,772,000 円、建物：０円）

(1)　土地のみの金額を買受希望価格とします。

(2)　応募者は、最低売却価格以上の金額を提案してください

(3)　本物件の売却にあたっては、応募者から提出された買受希望価格が最低売却価格を下回る提案は失格とします。

4　応募保証金

(1)　応募保証金の納付

資格審査を通過した方は、応募保証金として最低売却価格の１００分の１０の金額を納付していただきます。なお、金額は、入札価格に関わらず、定額とします。

応募保証金額　５，２７７，２００円

(2)　応募保証金の納付方法

応募保証金は、飛騨市が指定する口座へ納付していただきます。納付方法の詳細は、次のとおりです。

・参加申込書の申込者の欄に記載された方あてに飛騨市から振込先を通知しますので、金融機関の窓口から納付してください。

(3)　保証金の納付期限

・令和９年２月４日（木）までに、金融機関において納付手続を行ってください。飛騨市において納付を確認するまでに一定の期間を要しますので、早めに納付手続を行ってください。

(4)　応募保証金の還付等

・応募保証金については、契約終了後、以下のように還付等を行います。

【最優秀提案者】

・契約締結までの間は締結確保のため引き続き応募保証金として飛騨市で保有し、契約保証金、売買代金へ充当します。

【最優秀提案者以外の方】

・最優秀提案者以外の方については、契約終了後、原則として 30 日以内に、応募保証金返還請求書兼口座振替依頼書に記入された銀行口座への振込により返還します。

(5)　注意事項

・最優秀提案者が、売却決定の通知を受けた日から原則として１週間以内に売買契約を締結しないときには、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は飛騨市に帰属しお返ししません。

・応募保証金は、その受入期間については利息を付けません。

5　利活用の条件等

(1)　募集の趣旨に合致するものであること

(2)　建築及び開発に関する法令（市の条例及び規則を含む。）を遵守した計画であること。

(3)　買受人は、自らの責任と費用負担により、当該地の利活用に係る整備並びに運営及び維持管理等を行うこと。

(4)　売買契約に係る所有権移転の日から１年以内に当該地に現存する建物を買受人の負担で取壊又は移築すること。ただし、既存建物を利活用する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。

(5)　解体撤去の対象となる建物等の解体及び撤去の市の完了確認を受けた日から１年以内に、提案した事業を買受人の負担で整備を開始すること。ただし、既存建物を利活用する場合は、所有権移転の日から１年以内に提案した事業を買受人の負担で整備を開始すること。

(6)　買受人は、解体撤去の対象となる建物等の解体及び撤去の市の完了確認を受けた日（既存建物を利活用する場合は、売買契約に係る所有権移転の日）から 10 年を経過するまでは、提案した事業以外の用途で当該地を利活用することはできない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。

(7)　買受人は、解体撤去の対象となる建物等の解体及び撤去の市の完了確認を受けた日（既存建物を利活用する場合は、売買契約に係る所有権移転の日）から 10 年を経過するまでは、売買物件を転売、第三者への所有権移転又は同物件に権利を設定してはいけない。

(8)　地域の景観を著しく損ねないように配慮した計画であること。

(9)　飛騨市の課題を的確に捉え、それらの課題を解決できる事業計画となっていること。なお、検討委員会からいただいた意見は次のとおり。

※検討委員会からの意見（参考）

- ✓　飛騨市が直面する課題は、宿泊施設や賃貸住宅、飲食店（家族で食事ができる場所）の不足である。
- ✓　上記の課題を解決するため、宿泊施設又は賃貸住宅及び、それらの利便性を補完する飲食店やコインランドリー、特産品販売などの複合的な施設があるとよい。
- ✓　周囲の景観を著しく損ねないような配慮（建物の高さ制限や外観・外壁が周囲と調和が図られているなど）が必要である。

6　禁止する利活用

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する利活用

(2)　飛騨市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年告示第 168 号）第 3 条に規定する排除措置対象法人等の利用など公序良俗に反する用に供する用途

(3)　悪臭、騒音、粉塵、振動等近隣住民に迷惑を及ぼすおそれのある用途

(4)　政治的又は宗教的な用に供する用途

(5)　その他本公募の趣旨にそぐわない用途

第５　審査及び選定の方法に関する事項

1　スケジュール

項　　目		日　　程
1	公募開始日	令和８年11月24日（火）

2	質問票受付期間	令和８年11月24日（火）～令和８年12月４日（金）
3	現地説明会参加申込書提出期限	令和８年11月27日（金）
4	現地説明会	令和８年12月１日（火）
5	質問票に対する回答期限	令和８年12月８日（火）
6	参加申込書兼誓約書等提出期限	令和９年１月７日（木）
7	参加資格確認通知	令和９年１月12日（火）予定
8	企画提案書等提出期限	令和９年１月25日（月）
9	応募保証金納入期限	令和９年２月４日（木）
10	審査（プレゼンテーション）	令和９年２月17日（水）
11	選考結果（優先交渉権者）通知	令和９年２月22日（月）予定
12	最優秀提案者（買受事業者）決定通知	令和９年４月上旬予定
12	契約締結	令和９年４月上旬予定

※日程については、飛騨市の都合により変更する場合があるので留意すること

2　プロポーザルの手続き等

(1)　募集要領等の配布

①　飛騨市ホームページ（http://www.city.hida.gifu.jp/）からダウンロードする。

②　掲載期間　　令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年１月７日（木）午後５時まで

③　掲載資料

・旧朝開農産物直売施設跡地売却に係る公募型プロポーザル実施要領

・各種様式

(2)　現地説明会

①　日時・場所

ア　開催日時　　令和８年12月１日（火）　13時30分～

イ　開催場所　　旧朝開町農産物直売施設跡地（古川町朝開町１３１５番地）

②　参加申込

「旧朝開農産物直売施設跡地売却に係る説明会参加申込書（様式第１号）」に必要事項を記入の上、持参、FAX又はメールにより申込みを行うものとする。ただし、持参以外の場合は、必ず電話で受信確認をすること。（土、日、祝日を除く。午前８時30分から午後５時15分まで）

③　提 出 先　　飛騨市役所 建築管財部管財課 契約管理係

④　申込期限　　令和８年11月27日（金）　午後５時必着

⑤　留意事項

ア　参加人数は各法人及び団体等２名までとする。

イ　説明会に参加しない場合でも、企画提案公募への参加は可能とする。その場合、説明会の内容を了知しているものとし、以降説明会の内容について異議申し立てはできない。

(3)　質疑受付及び回答

①　質問期間　　令和８年11月24日（火）～令和８年12月４日（金）午後５時まで

②　提 出 先　　飛騨市役所 建築管財部管財課 契約管理係

③　質問方法

質問票（様式第３号）をＦＡＸ又はメールで提出し、必ず電話で受信確認をすること。

④　回答日時　　令和８年12月８日（火）

⑤　回答方法　　質問への回答は飛騨市ホームページに掲載し、個別に回答しない。
但し、質問の内容により、この公募型プロポーザルの公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正事項とみなすものとする。

(4)　提出書類及び提出方法

①　提出書類

本プロポーザル参加する者は、次の書類を提出すること。

	様式	書類名	部数	提出期限
1	様式第２号	参加申込書兼誓約書		令和９年１月７日（木）
2	様式第５号	会社概要書		
3		法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） （発行日から３カ月以内のもの、かつ原本）	１部	
4		決算書（直近1期分）		
5		納税証明書（その１「法人税」） （発行日から３カ月以内のもの、かつ原本）		
6		企画提案提出書	１部	令和９年１月25日（月）
7	任意 様式	企画提案概要書（Ａ３）	７部	
8		企画提案書		
9		土地利用計画図（Ａ３）		
10		見積書		
11		売却物件の取得に必要な資金を確保できることを確認できる書類（金融機関の融資証明書、預金残高証明書等のいずれか一つ）		
12		１～10のデジタルデータ（CD-R等の記録媒体）	１部	

②　参加申込書兼誓約書（様式第２号）、会社概要書（様式第５号）等の提出

ア　提出期限　　令和９年１月７日（木）午後５時まで（郵送の場合は提出期限日の消印有効）

イ　提 出 先　　飛騨市役所 建築管財部管財課 契約管理係

ウ　提出方法　　持参または郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式４）を提出すること。

③　参加資格確認通知

参加資格確認通知は、令和９年１月12日（火）までに参加申込書を提出した全ての者に対し、電子メールで通知する。

④　企画提案書、見積書等について

ア　提出期限　　令和９年１月25日（月）午後５時まで（郵送の場合は提出期限日の消印有効）

イ　提 出 先　　飛騨市役所 建築管財部管財課 契約管理係

ウ　提出方法　　持参または郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

エ　企画提案書作成の留意事項

・企画提案書は１社１提案とする。

・提案内容は任意様式とし、文字の大きさは10.5 ポイント以上とする。（図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする。）

・記載事項は、表紙を含め15ページ以内とすること。

・日本工業規格Ａ４版（一部Ａ３版資料折込使用可）とし、横書き、左綴じとする。
また、オ「企画提案書記載事項」に示す構成及び順序とすること。

・手続きにおいて使用する言語及び通貨の単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

・専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、図やイラスト等を用いた分かりやすい表現とすること。

・評価の公平性を保つため、表紙以外に提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品等）を記載しない。

オ　企画提案書記載事項

①　企画提案書記載内容等

下記の項目について、具体的な提案をすること。

○　事業実施計画

・事業目的と基本方針

・事業内容の具体性

・締結から事業開始までのスケジュール

○　地域貢献

○　周辺環境への影響

○　事業実績等

・事業実績

・運営体制・進め方

○　資金計画

※提案書の記載内容はそのまま採用するものではなく、双方協議のうえ都度決定します。

カ　見積書（任意様式）

見積書作成にあたっての注意事項

①　土地のみの金額を記載すること。

②　最低売却価格以上の金額とすること。

③　見積書には、称号または名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

３　審査

(1)　審査方法

この公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等に基づき、提出された企画提案書等について、飛騨市が設置するプロポーザル審査委員会が定めた審査基準により審査を行う。

(2)　プレゼンテーション審査

ア　企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション審査を行う。なお、プレゼンテーション審査日の前々日（２月15日（月））までに飛騨市にて応募保証金の納付が確認できなかった場合は参加できない。そのため、参加の要否を翌２月16日（火）正午ま

でに電話等で連絡する。

①実施日　令和９年２月17日（水）

※市の都合により日程変更の場合があるので留意すること。

②出席者　業務実施責任者を含む３人以内

③内容　　企画提案内容の説明及び質疑応答

④時間　　１者につき４０分以内（プレゼンテーション約２０分、質疑約２０分）

※詳細については、参加資格確認通知の通知後、別途連絡する。

⑤最高評価者となる合否の判定

・プロポーザル審査委員会において、各審査委員が企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、評価項目ごとに全審査委員の合計値について審査委員数で除した値（小数点以下第２位以下を切り捨て）の合計を評価点数とする。

・評価点数が高い者から順に最高評価者１者及び次点１者を選定するものとする。

・各評価項目のいずれかに「劣る」の項目がある場合は選定しない。

・評価点数が６０点未満の得点の者は選定しない。

・最高得点の者が同点の場合は、プロポーザル審査委員会において審査し順位を確定する。

・提案者が１者の場合も審査を実施し、評価点数６０点未満の場合は選定しない。

⑥その他

・プレゼンテーション審査は非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

・プレゼンテーション審査は、提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認めない。

(3)　評価基準及び評価方法

評価項目一覧表（１００点満点）

評価項目		評価の着目点	評価点
事業実施計画	事業の目的と基本方針	飛騨市の課題を的確に捉え、それらの課題を解決するための事業計画の考え方が適切であるか。	１０点
	事業内容の具体性	飛騨市の課題を解決するための事業計画に具体性があり、実現可能なもので継続性がある事業計画となっているか	１０点
	スケジュールの妥当性	実施スケジュールが妥当であるか。	１０点
地域貢献		地域貢献・地域連携に関する内容及び考え方が適切であるか。	１０点
周辺環境への影響		周辺環境等に対する調和や配慮がなされているか。	１０点
事業実績等	事業実績	記載されたアピールポイント、特色、類似案件での実績などを評価	１０点
	運営体制・進め方	提案事業に対する体制や従業員の配置について、事業を遂行し得る運営体制・遂行計画となっているか。	１０点
資金計画		売買物件の取得に必要な資金を確保できているか。事業を遂行し得る経営状況・資金計画であるか	１０点

提案金額（※）	最高額を提示した者	２０点

※提案金額に係る評価点は以下の計算により算出します。

「提案金額」に係る評価点（小数点第２位以下切り捨て） ＝ （応募者の提示価格÷最高額応募者の提示価格） × ２０点

(4) 審査結果の通知

書類及びプレゼンテーションの審査により最高評価者となった者を「優先交渉権者」として決定し、その結果を全ての参加者に書面にて通知する。なお、結果に対する異議は一切受け付けない。

(5) 最優秀提案者の決定

優先交渉権者として選定された者と提案事業の内容について市と協議を行う。なお、協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。

協議を経て決定した事業内容についての見積書を徴した後、市長へ報告する。

市長は審査委員会からの報告を踏まえ、最優秀提案者を決定する。

なお、最高評価者との協議が難航し交渉が不調のとき、又は最優秀提案者として市長の決定を得られなかったときは、「評価要領」により順位付けられた上位の者から順に再度協議を行う。

(6) 最優秀提案者の通知

最優秀提案者決定後、最優秀提案者のみを参加者全員に文書で通知するとともに、審査結果並びに最優秀提案者を飛騨市ホームページ（https://www.city.hida.gifu.jp/）上で公表する。また、最優秀提案者には「公有財産売却決定通知書」を送付する。

第６　契約の締結等

１　契約の締結

(1) 契約は飛騨市が指定する「公有財産売買契約書」にて締結します。

(2) 公有財産売買契約書(飛騨市保管用１部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

２　契約保証金

(1) 契約締結の際、契約保証金として募集保証金の全額を充当します。

(2) この契約保証金については、その受け入れ期間について利息を付けません。

３　契約上の主な特約

売却財産の売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 契約不適合責任

売買物件は現状有姿で引き渡すものとします。買受人はこの契約締結後に売却財産に数量の不足その他契約の内容に適合しない事項があることが判明しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求、契約の解除をすることができません。

(2) 買戻し特約

① 建物等解体撤去に係る義務、利活用の条件及び禁止する利活用等に違反した場合、本市は、売買物件の買戻しをすることができるものとし、その期間は、売買契約締結の日から 10 年間とします。また、所有権移転登記と同時に、買戻特約登記を行います。その際、買受人には、買戻特約登記に必要となる登記嘱託承諾書を提出していただきます。

② 買戻特約登記抹消の際、買受者は、抹消登記に必要な書類を本市に提出するとともに、抹消登記に必要な登録免許税を負担するものとします。

③ 本市が売買物件の買戻しをするときは、買受人は自己の責任と負担において更地にすること。

4 売買代金の支払

(1) 落札金額から契約保証金（応募保証金の全額を充当）を控除した残金について、契約締結日から３０日以内に納付いただくこととなります。残金は、応募保証金の納付の場合と同様に、納入通知書又は銀行振込のいずれかの方法により納付していただきます。（振込手数料が発生する場合は、落札者の負担となります。）

(2) 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は、違約金として飛騨市に帰属することとなり、お返ししません。ご注意ください。

5 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転するものとします。

(2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行います。建物内に残存する備品については、落札者と協議の上、不要備品については飛騨市は所有権を放棄し落札者において処分するものとします。

(3) 所有権が移転した後、土地及び建物の所有権移転登記を登記請求書（別途配布）により請求してください。

(4) 所有権移転登記は市で行います。ただし、所有権移転登記に必要な登録免許税（印紙）は落札者が負担していただくこととなります。

（※登録免許税は、売払物件（土地・建物）の固定資産課税台帳価格に１０００分の１５（軽減税率適用後）の税率を乗じた金額になりますので、予めご承知おきください。）

(5) 未登記の既存建物については、本市で建物にかかる表示登記等は設定しません。

6 その他

(1) 市では、新たに事業所等を設置し操業する事業者に対し、企業立地促進助成金制度を設けています。制度の概要は次のとおりです。

○事業所等立地助成金

・要　　件：新設の場合、操業開始に伴い新規雇用の常時雇用従業員数が３名以上

・助 成 額：投下固定資産取得価額の 100 分の 10 以内の額で、１億円を上限。

・交付期間：操業を開始した年度又は翌年度から交付

○事業所等設置助成金

・要　　件：なし

・助 成 額：投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額。（1 年間に 5,000 万円限度）

・交付期間：操業開始後初めて賦課された年度から 10 年間。

○雇用促進助成金

・要　　件：新設の場合、操業開始に伴い新規雇用の常時雇用従業員数が１名以上

・助 成 額：新規雇用従業員の数に年間 20 万円を乗じて得た額。

・交付期間：最初の基準日到達の年度から 5 年間

交付を受けるには「対象業種」等要件がありますので、飛騨市役所 商工観光部 商工課へご相談ください。（電話：0577-62-8901）

第７　注意事項

(1)　この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを順守すること。

(2)　この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3)　応募の際に必要となる費用は、全て応募者の負担とする。

(4)　提出された書類について、差し替えおよび再提出はできないものとする。

(5)　提出書類の取り扱い

①　提出された書類は、飛騨市情報公開条例（平成 16 年条例第 14 号）の規定に基づき、個人情報等を除いて第三者に開示できるものとする。

但し、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、この公募型プロポーザルの受注者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

②　提出書類は、応募を取り下げる場合を除き返却しないものとする。

③　提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。

④　飛騨市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

⑤　提案者から提供された従業員等の個人情報は、この公募型プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いないこととする。

⑦　個人情報の取扱いは、飛騨市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第 35 号）に基づくものとする。

(6)　失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その時点で失格とし選定対象から除外する。

①　参加資格要件を満たしていない場合

②　必要な提出書類を期限までに提出しなかった場合

③　提出書類に虚偽の記載があった場合

④　選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(7)　所有権移転後、本物件に関わる土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、全て買受人において行ってください。事業の実施にあたって、紛争等が生じた場合は、買受人の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとします。

第８　問い合わせ先

飛騨市　建築管財部管財課契約管理係

〒５０９－４２９２　岐阜県飛騨市古川町本町２番２２号

TEL：０５７７－７３－０１５４

FAX：０５７７－７３－７５００

E-mail ： kazai@city.hida.lg.jp